

(別紙)

「第2次京丹後市健康増進計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

| 項目              | 意見要旨  | 考え方  |
|-----------------|---|--|
| タバコ及びCOPD対策について | <p>住民の健康寿命を延ばし、重症化予防、認知症や要介護の減少、フレイル対策などのため、また子ども・妊産婦・アレルギーなど感受性の高い方を含めた非喫煙者を受動喫煙の危害から守るために、健康の基本として、この課題の重点施策をお願いします。</p> <p>(1) タバコ(喫煙及び受動喫煙)は、早期死亡、健康寿命の短縮、要介護の増加など、健康破壊に第一の要因になっているとのエビデンスが蓄積していることから、活用可能なあらゆる機会を通してその周知・対策徹底を図る必要があります。</p> <p>A. 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めることが必要です。</p> <p>B. 受動喫煙にはタバコ煙付着物の発散(第三次タバコ煙)による健康影響が近年問題となっていますので、それへの留意が必要です。</p> <p>(2) タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校をなどの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等を行う必要があります。</p> <p>(3) 子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などが必要です。</p> <p>(4) 「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくをお願いします。</p> <p>(5) 禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています</p> | <p>(1) たばこは、本計画の7分野のうちの1分野として位置づけ、たばこの健康被害に関する知識の普及については、学校、地域、行政が連携し、喫煙に対する教育、指導を充実することとしています。また、ライフステージに応じ、今後もあらゆる機会を通じて禁煙、防煙、分煙についての啓発活動を推進することとします。</p> <p>A 新型タバコについては、計画には特記していませんが、今後市民には周知していきたいと考えています。</p> <p>B 第三次タバコ煙の健康被害については、今後周知、啓発活動に加えていきたいと考えています。</p> <p>(2) 本市の公共施設は、すべて敷地内禁煙(一部施設内禁煙)となっています。今後保護者への啓発等につきましては、関係機関と連携し取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>(3) 子ども、青少年の喫煙防止については、保健所や学校が連携し防煙教室、授業を実施しています。妊産婦、その家族の喫煙について、母子手帳交付時アンケート調査により、把握し、指導をしているところです。</p> <p>(4) 飲食店等については、現在、全面禁煙を義務づける法的根拠はありませんので、国の動向を注視しながら周知、啓発方法等を検討していくものとします。</p> <p>(5) 本市の健康診査は20歳以上を対象に実施しており、喫煙者には喫煙による健康被害についての指導を行うとともに禁煙治療に関する情報提供を行っています。</p> <p>(6) 喫煙からの健康被害については、様々な機会を通して引き続き啓発していくこととします。</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(6) 歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策も重要です。</p> |  |
|--|--|--|